

防火設備定期検査報告マーク募集要項

建築物防災推進協議会

目的

平成26年6月の建築基準法の一部改正（平成28年6月までに施行）によって、火災時の避難に重要な役割を果たす防火設備（防火扉、防火シャッター等）の定期検査報告制度が創設されました。現在、建築基準法第12条に基づく特殊建築物等の定期調査、建築設備、昇降機等の定期検査に関して、それぞれ定期調査・検査報告マークが制定されています（参考参照）。これらと同様に防火設備の定期検査についても防火設備定期検査報告マーク（仮称）を作成し、一般の人に分かりやすいマークを防火設備に表示すること等により、防火設備の定期検査報告制度を普及啓発することを目的としています。

（参考）既存の定期報告マーク



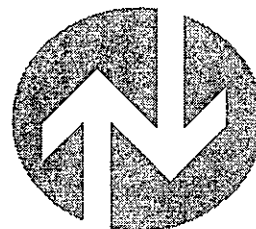
特殊建築物等

〔 不特定多数の者が利用する
劇場、百貨店等 〕



建築設備

〔 換気設備、排煙設備
非常用照明装置等 〕



昇降機等

〔 エレベーター、
エスカレーター等 〕

募集するマークの条件

1. 防火設備の検査がなされていることを表すマークとして、一般の人が見て分かりやすいデザインとしてください。
2. このマークは、定期検査報告を実施した防火設備（防火扉、防火シャッター等）に表示したり、建築物の人目に付く所等に表示することを想定しています。また、防火設備定期検査報告制度の普及啓発ポスター、パンフレット等に活用する予定です。
3. 使用する色 印刷等で1色にすることができることを考慮してください。
4. サイズ 3～10cm程度の正方形を想定しています。

応募資格

個人、団体問わず、どなたでも応募できます。応募デザイン数に制限はありません。

応募方法

応募ファイルは、電子メールの添付ファイルとして応募先まで送付ください。そのファイルの構成は、次の通りとしてください。

1. ファイルの構成

PDF のファイルで A4 サイズとし、次の項目を記載ください。

- ①表題 「防火設備定期検査報告マークへの応募」と記載してください。
- ②マークの大きさ 15 cm 四方にマークを入れてください。マークデザインの意図を 200 文字以内で記載してください。1 ファイルには 1 デザインとしてください。1 ファイルに複数のデザインがある場合は、応募受付をいたしません。
- ③連絡先等 (2. 応募者の連絡先の記載) に従って記載してください。
- ④ファイルサイズ 1 ファイルで 1 MB 程度としてください。

2. 応募者の連絡先の記載

- ①団体名 (個人での応募の場合は不要) 及び個人名 (団体の場合は、代表者名)
- ②郵便番号及び住所 (団体の場合は、団体名、部署名も記載ください。)
- ③電話番号 (平日昼間に連絡が付き電話番号を記載してください。団体で代表者と異なる方を連絡先にする場合は、受信者の氏名、部署名も記載してください。)
- ④電子メールアドレス (団体の場合は、代表者及び受信者の 2 名分を記載してください。)

3. PDF ファイルのファイル名は、次のようにしてください。

防火設備マーク (応募者氏名) 1.pdf ←複数申込の場合の通し番号 1 番のファイル

4. 電子メール送付方法

複数申込の場合、1 つのメールには、3 ファイルを限度としてください。(3 MB 程度を限度としてください)

応募先及び問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2 丁目 3 番 2 0 号 虎ノ門 YHK ビル 3 F

一般財団法人日本建築防災協会 防火設備マーク係

電話 03-5512-6453 FAX 03-5512-6455

メールアドレス : gyomu@kenchiku-bosai.or.jp

締め切り 平成27年10月30日(金)

選考方法 防火設備定期検査報告マーク選定委員会で選考します。

なお、選考に関するお問い合わせには、一切応じることができませんのでご了承ください。

結果の発表 平成28年2月頃 一般財団法人日本建築防災協会のホームページ

(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>) に掲載いたします。また、受賞者には直接連絡いたします。

賞および賞金 最優秀賞 1点 10万円 (高校生以下は図書カード)
優秀賞 3点以内 3万円 (高校生以下は図書カード)

応募規程

入賞作品は、他では使用することができません。入賞作品、応募作品について、次のことを承諾の上、応募ください。

1. 応募作品は、自作で未発表のデザインであること。また、入賞作品が既に発表されているデザインと同じもの、又は酷似していることが判明した場合には、入賞を取り消します。
2. 入賞作品の著作権及び知的財産権は、一般財団法人日本建築防災協会に無償で譲渡することとし、一般財団法人日本建築防災協会に帰属することとします。
3. 最優秀賞作品について、一般財団法人日本建築防災協会が商標権等の知的財産権の登録申請をすることとします。
4. 入賞作品について、著作者人格権を行使しないこととします。
5. 入賞作品について、最終デザインとして修正、変更する場合があります。
6. 入賞作品以外の応募作品の著作権及び知的財産権は、応募の電子メール送付時から結果の発表の日までは一般財団法人日本建築防災協会に帰属し、結果の発表の翌日以降は応募者に帰属します。
7. 応募作品が第三者の著作権及びその他の知的財産権を侵害しているとして紛争が生じた場合は、その作品の応募者は一切の費用を負担し、責任を持って処理し、解決すること。紛争が生じた場合は、応募作品から除外します。
8. 電子メールで送信中に事故等で送達されなかった場合、不可抗力の事故及び何らかの障害で送達されたデータが開けない等の場合は、主催者は一切の責任を負いません。

9. 個人情報の取扱い

応募された際の個人情報は、応募作品の審査及び発表、入賞者の発表、連絡、賞金の送付にのみ使用し、それ以外の目的については、応募者本人の同意がある場合を除き、第三者には提供いたしません。

10. 本規程に取り決めのない事項については、主催者の判断によります。

主催者 建築物防災推進協議会（事務局：一般財団法人 日本建築防災協会）

建築物防災推進協議会会員（順不同）

代表	菅原 進一 東京理科大学教授	
会員	一般財団法人 日本建築防災協会	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
	一般財団法人 日本建築センター	公益社団法人 日本建築士会連合会
	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	公益社団法人 ロングライフビル推進協会
	一般社団法人 日本建設業連合会	日本建築行政会議
	一般社団法人 北海道建築士事務所協会	一般財団法人 北海道建築指導センター
	一般財団法人 岩手県建築住宅センター	一般財団法人 秋田県建築住宅センター
	一般財団法人 宮城県建築住宅センター	一般社団法人 東北ブロック昇降機検査協議会
	一般財団法人 にいがた住宅センター	一般財団法人 埼玉県建築安全協会
	一般社団法人 北関東ブロック昇降機等検査協議会	一般社団法人 千葉県昇降機等検査協議会
	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
	一般社団法人 東京都昇降機安全協議会	一般財団法人 神奈川県建築安全協会
	一般財団法人 長野県建築住宅センター	一般財団法人 石川県建築住宅センター
	一般財団法人 愛知県建築住宅センター	一般社団法人 中部ブロック昇降機等検査協議会
	一般財団法人 大阪建築防災センター	公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター
	一般社団法人 近畿ブロック昇降機等検査協議会	一般財団法人 なら建築住宅センター
	一般財団法人 和歌山県建築住宅防災センター	一般財団法人 島根県建築住宅センター
	一般社団法人 中国四国ブロック昇降機検査協議会	一般財団法人 福岡県建築住宅センター
	一般社団法人 大分県建築士会昇降機センター	公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構
	一般財団法人 宮崎県建築住宅センター	一般財団法人 熊本県建築住宅センター
	一般財団法人 長崎県住宅・建築総合センター	一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会
	一般社団法人 沖縄県電気管工事業協会	

応募例

防火設備定期検査報告マークへの応募

15 cm×15 cm
ここにマークデザインを入れる

デザインの意図 (200文字以内で記入してください。)

- ①団体名または氏名：
- ②住所：
- ③電話番号：
- ④メールアドレス：